

身近な相談窓口「地域包括支援センター」をご利用ください

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう介護サービスをはじめ、保健、福祉、医療、健康など、さまざまな相談に応じ、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関として市内7カ所に設置されています。心配なことやお困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

施設名	住所(電話番号)
西部地域包括支援センター	昭和190-4462 老健くしろ内(☎55-2666)
中部北地域包括支援センター	文苑4-65-2 ふみぞの東陽ビルI1階(☎36-1233)
中部南地域包括支援センター	堀川町8-43(☎24-1102)
東部北地域包括支援センター	鶴ヶ岱1-10-46(☎42-0600)
東部南地域包括支援センター	春採4-10-15 望洋ふれあい交流センター内(☎42-8222)
阿寒地域包括支援センター	阿寒町中央1-4-1 阿寒町行政センター内(☎66-1234)
音別地域包括支援センター	音別町中園2-119-1 音別町福祉保健センターほほえみ内(☎01547-9-5252)

問合せ 市役所介護高齢課高齢福祉担当(☎23-5185)

～こんなとき、ご相談ください～

- 介護サービスの利用を開始したいとき
- 介護事業所や入所施設の情報を知りたいとき
- 認知症のような症状で日常生活に支障があるとき
- 足腰が弱り、日常生活に支障が出始めそうとき
- 介護の仕方が分からないとき
- 介護のことでどこに相談してよいか分からないとき
- 虐待されているような高齢者を見つけたとき
- 消費者被害が疑われる高齢者を見つけたときなど

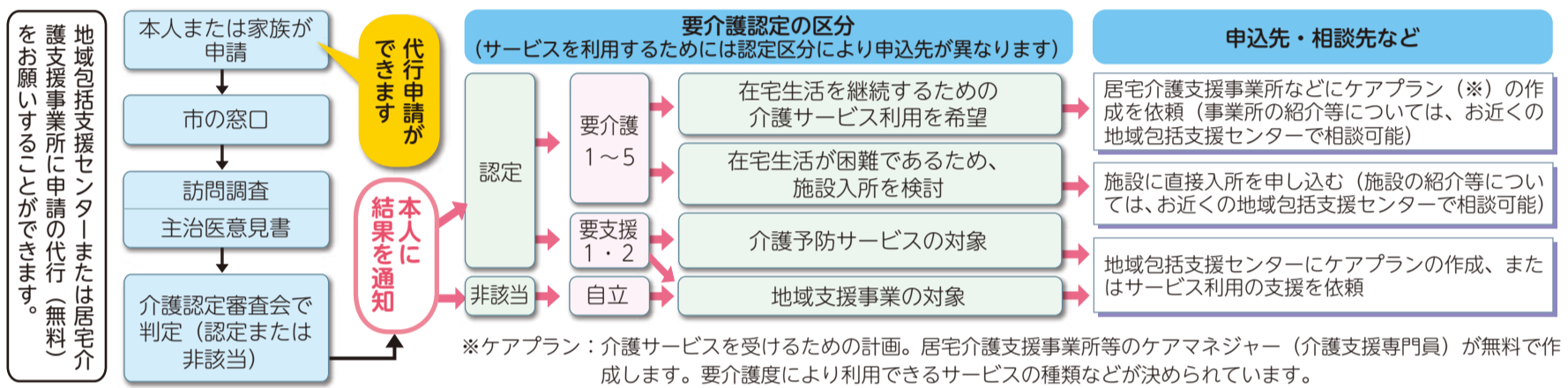


介護保険サービスを利用するためには

介護保険にはさまざまなサービスがあり、利用するためには「要介護認定の申請」が必要です。要介護認定の申請は、介護保険のサービスが受けられるかどうか、市が確認する手続きです。介護や支援が必要になったと感じたら、お気軽に市役所介護高齢課、またはお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

●要介護認定申請の手続き方法 問合せ 市役所介護高齢課介護認定担当(☎31-4597)

対象となる方は65歳以上の方、または40歳から64歳までの特定疾病(脳血管疾患などの16種類の疾病)が原因で介護が必要な方です。



●利用できるサービス 問合せ 市役所介護高齢課介護給付担当(☎31-4553)

要介護(要支援)の認定を受けた方は、ケアプランに基づいて以下のようなサービスを利用できます。

サービスを利用する場合の本人負担は、掛かった費用の1割～3割となります。要介護の区分ごとに定められた限度額を超えた場合、超えた部分は全額自己負担となります。

自宅で生活をする場合の主なサービス

- 居宅サービス(訪問サービス) ホームヘルパーや看護師などに自宅を訪問してもらい、食事、入浴、排せつなどの介助や家事援助などを受けられます。
- 通所サービス(通いサービス) デイサービスなど通って介護やリハビリを受けられます(送迎もあります)。
- 短期入所(泊まりサービス) 緊急時などに一時的に短い期間だけ施設に入所して介護を受けられます。ショートステイとも呼ばれます。
- 小規模多機能型居宅介護 同じ事業所において、上記3つのサービス(訪問、通い、泊まり)を組み合わせて受けられます。
- 福祉用具貸与 日常生活の自立を助けるための福祉用具(車いす、歩行器、つえなど)が借りられます。

施設へ入所する場合の主な施設種類

- 特別養護老人ホーム 常に介護が必要で、在宅での生活が極めて困難である方を受け入れる施設です。
- 老人保健施設 在宅生活への復帰を目指したりリハビリを目的とする方を受け入れる施設です。
- 認知症高齢者グループホーム 認知症の方が共同生活を通じて介護や日常生活支援を受けるための施設です。

※上記施設サービスの他に、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などがあり、これらは入所しながら介護サービスを利用する場合には介護認定が必要となりますが、介護認定のない方でも入所できます。



介護保険サービスには利用者負担の軽減制度があります

社会福祉法人および民間等サービスの負担軽減

介護サービスを利用し、世帯全員が市民税非課税者で、収入、資産など一定の要件を満たす方は、申請により負担が軽減されます。

対象サービス・軽減割合

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護および介護老人福祉施設(特養)などのサービス費、食費、居住費(滞在費)の4分の1

※軽減事業の申請用紙は、契約先のケアマネジャーまたは市役所防災庁舎3階介護高齢課介護給付担当で受け取ってください。

食費、居住費の負担軽減

世帯全員が市民税非課税(別世帯の配偶者含)の方で、介護保険施設(特養、老健など)に入所やショートステイした場合、自己負担となる食費と居住費が預貯金等の一定の要件を満たす方は、申請により負担限度額(右表)を超えた分が軽減されます。

区分		居住費の種類		食費
		多床室(相部屋)	ユニット型個室	
世帯全員が市民税非課税	年金収入等の合計額が80万円以下	日額 370円	日額 820円	日額 390円
	上記の合計額が80万円超	日額 370円	日額 1,310円	日額 650円

高額介護サービス費等の支給

介護サービス費用の自己負担額(食費、居住費等を除く)の1カ月の合計のうち上限額(右表)を超えた分の金額が申請により支給されます。

区分		自己負担上限額
世帯全員が市民税非課税	課税年金収入等の合計額が80万円以下	1万5,000円
	上記の合計額が80万円超	2万4,600円
一般世帯		4万4,400円
現役並み所得相当		4万4,400円

※令和3年8月から、食費・居住費の負担軽減の要件および高額介護サービス費の基準が変わります。詳しくは5ページをご覧ください。